

「令和元年8月の前線に伴う大雨」災害からの復旧に関する緊急要望

令和元年8月27日から九州北部において線状降水帯による集中豪雨が発生し、佐賀県内においては28日の未明から各地で100mmを越す記録的短時間大雨情報が発表され、さらに佐賀県内全域と福岡県筑後地方及び長崎県北部地方に大雨特別警報が発表され、各地で河川の氾濫による浸水被害が発生しました。

特に佐賀県内では、各地の河川が氾濫及び氾濫危険水位を越え、浸水地域が拡大し、佐賀県武雄市や大町町を中心に甚大な被害がもたらされました。

国・政府におかれましては、災害救助法の適用により、被災者の救命・救難に迅速に対応いただき、心から感謝申し上げます。

被災した地域では、商工業者の機械設備の破損、製品・商品の水没など直接的な被害に加え、地域の基幹産業である農業への甚大な被害により地域の活力が失われ、地域経済や雇用にも大きく影響を及ぼすことが強く懸念されます。

さらに、鉄工所からの油流出事故も重なり、被害は更に拡大し、復旧へはまだ時間を要する状況であります。

また、交通網におきましては、佐賀県内を横断する高速道の一部で土砂崩れにより通行止めが発生し、物流への支障だけではなく、佐賀県の主要温泉地も風評被害を受けており、観光産業への影響が懸念されるところです。

自然災害が多い九州においては災害に強い国土づくりを構築することが不可欠であり、被災した施設・設備等の復旧を急ぐとともに、これらの一部が機能停止に陥っても災害時にも対応できる道路・鉄道・港湾・情報等インフラを早期に整備することが重要です。

各地域では、一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでまいりますが、国・政府におかれましては、被災地域の支援について特段の措置を講じられることをお願いするとともに、大規模水害からの復旧と災害に強い国土づくりの推進、被災中小企業者等に対する支援について、下記のとおり要望いたします。

記

1. 激甚災害の指定と対象地域の拡大
2. 事業者の早期復旧への支援
 - ・グループ補助金、ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金等の運用拡大等による被災事業者向け支援
3. 観光産業の復興を促進するための支援
 - ・風評被害を最小限に抑え、観光客回復のために実施するイベントや地域情報発信への支援
4. 社会基盤の早期復旧
 - ・長崎自動車道下り線武雄北方IC～嬉野ICの早期完全復旧

以上